大阪府内医師会 様

大阪府医師会(公印省略)

臨時発熱外来体制整備費補助金の交付申請について

平素は本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、今冬の臨時発熱外来設置に向けて種々ご調整・ご対応賜りましたこと、 改めて感謝申し上げます。

さて、本年12月2日に標記通知が、大阪府健康医療部長より府内市町村救急医療主管課長宛に 発出されておりますので、ご参考までにお知らせいたします。

引き続き地元行政との連携等、ご高配方お願い申し上げます。

【担当】

大阪府医師会地域医療 1 課 (06-6763-7012) 各市町村 救急医療主管課長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

臨時発熱外来体制整備費補助金の交付申請について(通知)

日ごろより、本府の健康医療行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和 4 年 11 月 18 日付け感企第 3492 号により通知しておりました臨時発熱外来体制整備費補助金について、下記のとおり交付申請の受付を行いますので、臨時発熱外来の設置医療機関に対し、周知いただきますようお願いいたします。

また、輪番で臨時発熱外来の体制を確保する場合においては、市町村にて各医療機関の申請書等を 取りまとめのうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 補助対象経費

新型コロナウイルスの感染を疑う発熱患者等に対する診療検査を行うための体制整備に必要な以下 の経費。ただし、動線確保や検体採取場所の確保等、基本的感染対策に必要な経費に限る。

- ・消耗需用費(マスク購入費等)
- 役務費(設置費等)
- ・使用料及び賃借料(仮設テントリース料等)
- ・工事請負費(動線確保のための改修工事等)
- ・備品購入費 (パーテーション購入費等)
- ・委託料(上記の内容に限る)

2 交付額

知事が必要と認めた額(補助率:10分の10)

<交付上限額>

1施設あたり300万円

ただし、輪番で体制を確保する場合においては、1つの輪番体制に対し300万円

3 交付対象

原則、令和4年12月11日以前に施工又は納品(リースの場合は使用開始)されたもの

4 補助条件

- (1) 令和4年11月27日から令和5年1月15日における日曜日・休日及び年末年始に 臨時発熱外来を開設し、市町村からの報告に基づき府ホームページで公表していること。
- (2) 発熱患者等に対し、新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザの両方の検査が 実施できる体制を整えていること。
- (3)診断結果及び患者の症状等に応じて、解熱剤や抗インフルエンザ薬等の処方を行うこと。

5 提出書類

- (1) 交付申請書(様式1号)
- (2) 必要経費算出の根拠資料(見積書)
- (3) 購入する備品・消耗品の仕様がわかる資料 (カタログ資料、ホームページ資料等)
- (4) 改修工事を行う場合、整備内容や備品の配置が確認できる図面
- (5) その他参考となる資料

<輪番で体制を確保する場合>※市町村において取りまとめ

- (ア) 様式6号
- (イ) 輪番に参加する医療機関の上記(1)~(5)の書類

6 提出方法

下部署名欄に記載のメールアドレスあて電子メールにて提出 ※輪番で体制を確保している医療機関は所在する市町村へ提出

7 提出期限

令和4年12月16日(金)

8 参考 (ホームページ)

https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/kyushinhozyo.html

【問い合わせ・提出先】

大阪府健康医療部保健医療室

感染症対策企画課 感染症・検査グループ 畑井

T E L: 06-6941-0351 (内線: 2697) MAIL: kyushintaisei@gbox.pref.osaka.lg.jp